平成28年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概	要	議決日 結 果
議 案	平成28年度清瀬市一般会計予	歳入総額	28, 237, 000千円	3月 28日
第 1 号	算	市税	9, 203, 949千円	可 決
		地方譲与税	114,000千円	
		利子割交付金	25,000千円	
		配当割交付金	141,000千円	
		株式等譲渡所得割交付金	83,000千円	
		地方消費税交付金	1,474,000千円	
		自動車取得税交付金	55,000千円	
		国有提供施設交付金	27,000千円	
		地方特例交付金	51,976千円	
		地方交付税	3,730,000千円	
		交通安全対策特別交付金	8,000千円	
		分担金及び負担金	275,806千円	
		使用料及び手数料	313,355千円	
		国庫支出金	5,876,410千円	
		都支出金	4,351,274千円	
		財産収入	151,226千円	
		寄附金	4,000千円	
		繰入金	461,000千円	
		繰越金	400,000千円	
		諸収入	114,004千円	
		市債	1,377,000千円	
		歳出総額	28, 237, 000千円	
		主なもの		
		議会費	287,388千円	
		総務費	2,935,528千円	
		シティプロモーション推進事	事業 4,720千円	
		公共施設整備基金積立事業	300,000千円	
		計画行財政推進事業	8,129千円	
		新庁舎建設事業	12,983千円	
		市史編さん事業	9,268千円	
		情報システム管理運営事業	322, 209千円	
		戸籍住民基本台帳事務事業	19,540千円	
		参議院議員選挙費	25,872千円	
		民生費	16,460,870千円	
		介護保険特別会計繰出金	984,046千円	
		臨時福祉給付金給付事業	389,824千円	
		後期高齢者医療特別会計繰出	出金 927,431千円	
		自立支援給付事業	1,690,607千円	

国民健康保険特別会計繰出金	1, 146, 043千円	
私立幼稚園等助成事業	249,623千円	
保育園運営事業	2,004,344千円	
児童扶養手当事業	317,222千円	
児童育成手当事業	229, 390千円	
児童手当等事業	1, 143, 937千円	
乳幼児医療費助成事業	130,886千円	
学童クラブ建設事業	42,400千円	
子育てクーポン事業	14,114千円	
生活保護援護事業	4,100,030千円	
衛生費	1,713,831千円	
災害医療対策事業	2,000千円	
健康増進計画策定事業	2,132千円	
市民健康診査事業	24,675千円	
昭和病院企業団運営事業	89,327千円	
妊婦健康診査事業	42,782千円	
乳幼児健康診査事業	15,931千円	
がん検診推進事業	5,263千円	
がん検診事業	31,423千円	
健幸ポイント事業	16,000千円	
定期予防接種事業	151,982千円	
任意予防接種事業	11,267千円	
環境保全啓発事業	15,110千円	
一部事務組合運営事業	560,992千円	
ごみ収集・処分等作業事業	257, 450千円	
労働費	6,634千円	
農林業費	104,646千円	
農業振興対策事業	57,633千円	
環境保全型農業推進事業	3,230千円	
商工費	86,200千円	
商工会等育成事業	32,828千円	
融資事業	3,400千円	
きよせひまわり市事業	800千円	
消費者保護対策事業	2,778千円	
土木費	1,076,490千円	
道路整備事業	160, 136千円	
道路用地購入事業	116,998千円	
歩道用地購入事業	162,961千円	
放置自転車対策事業	13,014千円	
駐車場事業特別会計繰出金	9,000千円	
特定緊急輸送道路沿道建築物		
耐震化促進事業	22,470千円	
都市計画街路調査事業	6,000千円	
下水道事業特別会計繰出金	124,074千円	
公園管理事業	72,746千円	

				T	
		緑地保全事業	30,786千円		
		市営住宅管理事業	9,326千円		
		消防費	1,006,291千円		
		消防事務委託事業	920,765千円		
		消防団運営事業	34,723千円		
		防災対策事業	26, 177千円		
		教育費	2,559,535千円		
		情報教育推進事業	48,655千円		
		学力向上推進事業	49,456千円		
		地産地消推進事業	1,654千円		
		小学校施設維持管理事業	80,626千円		
		小学校運営管理事業	149, 116千円		
		小学校就学援助事業	52, 195千円		
		小学校給食事業	105,924千円		
		小学校校舎改造事業	27,500千円		
		中学校施設維持管理事業	62,261千円		
		中学校運営管理事業	78, 171千円		
		中学校就学援助事業	51,296千円		
		中学校給食事業	122,032千円		
		コミュニティプラザ運営管理事業	204,977千円		
		地域市民センター等運営管理事業	111,781千円		
		清瀬けやきホール運営管理事業	72,668千円		
		図書館運営管理事業	51,393千円		
		博物館施設維持管理事業	33, 162千円		
		特別展事業(是枝裕和展)	329千円		
		体育施設管理事業	120,797千円		
		公債費	1,979,077千円		
		諸支出金	510千円		
		予備費	20,000千円		
議 案 平成28年	度清瀬市国民健康保	歳入総額	9,759,000千円	3月2	8 日
第 2 号 険事業特別会	会計予算	主なもの		可	決
		国民健康保険税	1,597,952千円		
		国庫支出金	1,695,593千円		
		療養給付費交付金	265,735千円		
		前期高齢者交付金	2,097,652千円		
		都支出金	489,953千円		
			2, 457, 464千円		
		繰入金	1, 146, 043千円		
			. , , , , , ,		
		歳出総額	9,759,000千円		
		主なもの	, ,114		
			5, 683, 928千円		
		後期高齢者支援金等	1,068,121千円		
		介護納付金	417,572千円		
		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	111,014 1	<u> </u>	

				共同事業拠出金	2,304,345千円	
				保健事業費	123,901千円	
議		案	平成28年度清瀬市下水道事業	歳入総額	1,701,000千円	3月28日
第	3	号	特別会計予算	主なもの	1, 001, 000 1, 1	可決
>14		v	1474-141-4-71	使用料及び手数料	979, 434千円	
				国庫支出金	176,500千円	
				繰入金	124,074千円	
				市債	398,900千円	
				歳出総額	1,701,000千円	
				主なもの		
				下水道管理費	241,947千円	
				下水道維持管理費	369,660千円	
				下水道建設費	570,873千円	
				公債費	517,520千円	
議		案	平成28年度清瀬市駐車場事業	歳入総額	88,000千円	3月28日
第	4	号	特別会計予算	繰入金	9,000千円	可 決
				繰越金	1,000千円	
				諸収入	78,000千円	
				歳出総額	88,000千円	
				駐車場費	27,841千円	
				公債費	59,159千円	
				予備費	1,000千円	
議		案	平成28年度清瀬市介護保険特	歳入総額	6,328,000千円	3月28日
第	5	号	別会計予算	主なもの		可 決
				保険料	1,266,195千円	
				国庫支出金	1,437,143千円	
				支払基金交付金	1,684,097千円	
				都支出金	903,304千円	
				繰入金	1,034,046千円	
				歳出総額	6,328,000千円	
				主なもの		
				総務費	196,530千円	
				保険給付費	5,944,864千円	
				地域支援事業費	177, 406千円	
議		案	平成28年度清瀬市後期高齢者	 歳入総額	1,742,000千円	3月28日
第	6	号	医療特別会計予算	主なもの	1, 12, 000 1	可決
∕ 1₹	J	.,	— ₩ 14 ¼ + ₩ H 1 	土なりり 後期高齢者医療保険料	748, 274千円	
				繰入金	927, 431千円	
				1/2/1/ \$ 31/2	02., 101 1	

				(h) ((v/d) der		
				歳出総額	1,742,000千円	
				主なもの		
				総務費	37,620千円	
				広域連合納付金	1,608,375千円	
				保健事業費	91,505千円	
議		案	平成27年度清瀬市一般会計補	補正前の歳入歳出総額	29,050,347千円	3月28日
第	7	号	正予算(第4号)	補正後の歳入歳出総額	29, 538, 074千円	可 決
				歳入総額	487,727千円	
				主なもの		
				株式等譲渡所得割交付金	12,243千円	
				自動車取得税交付金	10,000千円	
				地方交付金	13,350千円	
				国庫支出金	128,901千円	
				寄附金	35,537千円	
				繰入金	▲3,677千円	
				市債	289,000千円	
				歳出総額	487,727千円	
				主なもの		
				総務費	34,753千円	
				民生費	9,417千円	
				教育費	436,513千円	
議		案	平成27年度清瀬市国民健康保	補正前の歳入歳出総額	10,226,081千円	3月28日
第	8	号	険事業特別会計補正予算(第2	補正後の歳入歳出総額	10,260,648千円	可 決
			号)	歳入総額	34,567千円	
				主なもの		
				療養給付費交付金	34,567千円	
				歳出総額	34,567千円	
				主なもの		
				保険給付費	34,567千円	
議		案	平成27年度清瀬市下水道事業	雨水幹線整備事業の一環と	して進める市内中里六	3月1日
第	9	号	 特別会計補正予算(第2号)	 丁目地内のマンホール築造工	事(清瀬市公共下水道	可 決
				┃ ┃柳瀬川右岸5号雨水幹線整備	その2業務委託契約)	
				 は、平成27年度内竣工を目途	に事業を進めてきまし	
				た。		
				しかしながら、国内の建設	 需要が非常に高くなっ	
				ている昨今、建設従事者の確		
				成28年度まで延長する必要に		
				更にあたって繰越明許費の補		
				です。		
				- / 0		
			<u> </u>	1		

議 案	平成27年度清瀬市下水道事業	清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備事	3月28日
第 10 号	特別会計補正予算(第3号)	業の第3期工事として、中里六丁目の柳瀬川通り	可 決
		「マルカネ商事」前を起点に、日本サーモスタット	
		前からけやき通りの大林組技術研究所西側に至る市	
		道1101号線及び市道1158号線に直径2.2mの雨水幹	
		線を敷設します。	
		この整備業務委託契約を平成27年度から29年度ま	
		での3か年度事業とするため、債務負担行為の補正	
		予算を編成するものです。	
議案	清瀬市行政不服審査会の設置及	行政不服審査法(平成26年法律第68号)の全部改	3月 28日
第 11 号	び運営に関する条例	正により、行政処分に係る不服申立ては、異議申立	可 決
		制度が廃止されて審査請求制度に一元化されまし	
		た。	
		新たな審査請求制度では、裁決の透明性、公平性	
		 及び公正性をより強化させるため、地方公共団体が	
		 条例で設置する第三者機関において、審査請求の裁	
		 決内容を事前審査させることを義務付けました。	
		 これにより、市は市民等からなる第三者機関「清	
		 瀬市行政不服審杳会 を設置し、その運営等を図れ	
		るよう新たに条例を制定するものです。	
		 主な内容	
		 1 - 清瀬市行政不服審査会(以下「審査会」とい	
		う。) は、「行政不服審査法」、「清瀬市情報公開条	
		例」、「清瀬市個人情報の保護に関する条例」に基	
		づき行政処分等における審査請求事件を審査しな	
		ければならないことを定めます。	
		2 審査会は、法律又は行政に関して優れた識見を	
		有する5名以内の委員(任期は2年)で組織する	
		ことを定めます。	
		3 審査会には、委員の互選により会長、会長の指	
		名により会長職務代理を設置することを定めま	
		す。	
		''。 4 審査会の審査手続きは非公開とすることを定め	
		ます。	
		5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らさ	
		ないこととし、違反した者に罰則を科すことを定	
		めます。	
		カム 「油郷土に北て町南木人・ のチロル しゃ	
		なお、「清瀬市行政不服審査会」の委員は、この	
		条例の制定と同時に廃止される「清瀬市情報公開・	
		個人情報保護審査会」の委員の残任期間で行政不服	
		審査会の委員に就任するようこの条例の附則で規定	
		します。	

議 案 第 1 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関 係条例の整備に関する条例	行政不服審査法の全部改正により影響を受ける条例を整備するため、法改正に伴って一部改正が必要となる関係条例を一括して整備条例を制定して改正するものです。	3月28日可決
		主な内容 1 清瀬市情報公開条例及び清瀬市個人情報の保護に関する条例の一部改正 (1) 非開示決定処分等に係る審査請求の手続は、条例に定めるところとします。 (2) 非開示決定処分等に係る審査請求の審査を清瀬市行政不服審査会がすることを定めます。 (3) 審査会の調査権限を定めます。 (4) 意見陳述、意見書の提出等の手続きを定めます。 (5) 審査会に提出された資料等の閲覧に係る手続きを定めます。 2 清瀬市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 (1) 審査申出書の記載事項を追加して定めます。 (2) 審査申出の総代又は代理人等を失った場合の届出を義務化します。 (3) 申出人から反論書があった場合の手続を定めます。 (4) 審査申出に伴う決定書の記載事項を定めます。	
		(5)委員の定員を3人と定め、書記の人数を2人から3人に改めます。 3 清瀬市事務手数料条例の一部改正審査請求人等が審査請求の審査に係る資料等を清瀬市行政不服審査会等に開示を求めた際の写しの交付に係る手数料を定めます。白黒コピー 1枚10円カラーコピー 1枚20円 次 いずれもA3まで。	
議 案 第 1 3 号	清瀬市人事行政の運営等の状況 の公表に関する条例の一部を改 正する条例	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に係る公表事項が改められたため、この改正規定に沿って条例に規定する任命権者の報告事項を一部改正するものです。 併せて、行政不服審査法の全部改正に伴い、文言の整理をするものです。	3月28日可決

議 案 第 1 4 号	清瀬市職員の勤務時間、休日及 び休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	暦年を単位として付与してきた市職員の年次有給休暇等を、平成28年度より年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位として付与するよう一部改正するものです。また、この一部改正により年次有給休暇の付与基準日を改めるため、付与日数等に調整が必要であることから、この条例の附則において経過措置を規定します。	3月28日可決
議 案 第 1 5 号	清瀬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	条例第2条第1項で規定する「報酬等に関する条例を市議会に提出しようとするとき」以外の場合においても、市長が必要に応じて清瀬市特別職報酬等審議会へ報酬等の在り方等を諮問し、意見を聞けるよう規定を整備するため、一部改正するものです。	3月28日可決
議 案 第 1 6 号	清瀬市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	市議会の議員等の報酬は、長期にわたって見直されていなかったため、26市と比較して不均衡等がありました。そこで、清瀬市特別職報酬等審議会を設置して適正な報酬の額を審議していただき、この答申を踏まえて議員等の報酬を改定するものです。改定月額報酬	3月28日可決
議 案 第 1 7 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会委員をはじめとする市の非常勤特別職の報酬は、長期に見直されないままになっているものが多数ありました。 市は、特別職ごとの均衡、所掌事項等を総合的に勘案して非常勤特別職の報酬額を改めるため、一部改正をするものです。 改正をするものです。 改定する報酬(抜粋) 職名及び役職名等 報 酬 基準 金額 分育委員会委員 月額96,000円 長業委員会 月額96,000円 委員長日額 月額000円 基準管理委員会 月額 養員長日額 月額 67,000円 49,000円 委員長日額 76,000円 香具 月額 60,000円 60,000円	3月28日可決

	T			1
		補充員日	額 2,000円	
	消防団員	年	額 118,000円	
	固定資産評価審	委員長	額 17,000円	
	查委員会	委員 二	15,000円	
	叶文字类 A	会 長 [11,000円	
	財産審議会	委員	9,000円	
	みどりの環境保	会 長 _	11,000円	
	全審議会	委員	9,000円	
		内科医	429,000円	
	市立学校医		額 220,000円	
	1,2,00	眼科医	220,000円	
	市立学校薬剤師	·	額 132,000円	
	17.五 1 人来开神	'	102,000 1	
議 案 清瀬市長等の給与に関する条例	市長、副市長及び	数 育悉昌 会 数	音長の給料日類	3月28日
	は、長期にわたって見			
第 18 号 の一部を改正する条例				
	隣市と比較して不均衡			
	瀬市特別職報酬等審認	義会を設置して	「適正な報酬の額	
	等を審議していただる	き、この答申を	受けて市長等の	
	給料月額を改定するも	っのです。		
	また、国の教育制度	度改革の一環と	して法令が整備	
	され、教育委員会教育	育長を市理事者	かん かいま かい	
	別職と位置付けたたる			
	会教育長の給料月額等			
	なお、上記の規定を			
	において「清瀬市教育	育委員会教育長	その給料及び旅費	
	に関する条例」を廃止	とします。		
	改定給料月額			
	職	名 給	料 月 額	
	清瀬市	長	963,000円	
	清瀬市副市	ī 長	829,000円	
	清瀬市教育委員会	教育長	761,000円	
議案清瀬市職員の給与に関する条例	昨年10月16日に労働	·		3月1日
file	する東京都人事委員会			可決
第 19 号 の一部を改正する条例				
	の勧告に準じて市職員	貝の稲子寺を以	くめるため、一部	
	改正をするものです。			
	なお、給与改定は、	平成27年4月	1日に遡及させ	
	て適用します。			
	(1) 市職員の給料	は、平均月額で	で412円引き上げ	
	る給料表の改定を	とします。		
	(2) 勤勉手当は、	年度支給分で(). 1月分を引き上	
	げ、次の表のよう			
	勤勉手当改定一覧家		•	
	新 <u>超</u> 子当以足 見犯 行政職系		職	
	(1) Ø1#		表 行政職給	
	^{リ 目} 3級までの	の者及 (1) 4	1 #\ Z ()	
	び行政職	競給料 の者	ひが又マン一日	

			表(2) の者			
				100/\0	100/\0	
		改定前	100分の80.0月	100分の 100.0月	100分の 110.0月	
		改定後	100分の85.0月	100分の 105.0月	100分の 115.0月	
		L	 		1	
			※ 上記の率は6月及び12月の支給にそれぞれ適用(3) 市職員に支給する地域手当の率を「100分の			
			(3) 市職員に文紹する地域手当の率を「100分の15」から「100分の16」に改めます。ただし、			
			を受は附則におい		_	
			を支給します。	で過次でも	2 (100), 0)	
			ち公務員法の改』	- (平成25	5年法律第261	
			上伴って、職員の耶			
			で合いに基づく級こ			
		,	川で規定する必要な			
			準職務表を設けま っ			
		の初任	E給、昇格及び昇約	給等の基準	に関する規則	
		におい	ヽて規定)。			
		併せ	て、同法の改正で	で条項の繰	り上げがあっ	
		たため	う、条例の引用条	項を改め	ます。なお、	
		「清瀬	前市職員の旅費に関する	員する条例	」も同改正が	
		あるた	め、附則において	一部改正	します。	
		(5) 行政	女不服審査法 (平月	成26年法律	第68号)の全	
		部改正	Eに伴い、条例に	別用する法	律番号を改め	
		ます。				
議 案	清瀬市非常勤の職員の公務災害	地方公務	8員災害補償法(I	昭和42年港	(律第121号)	3月 28日
第 2 0 号	補償等に関する条例の一部を改	による年金	€たる補償のうち、	傷病補償	年金と同一の	可 決
	正する条例	事由により	厚生年金保険法は	こよる障害	厚生年金等が	
		併給される	場合の調整率を	「0.86」か	ら「0.88」に	
		改める一部	『改正をするもので	です。		
		併せて、	同法による休業	補償と同-	一の事由によ	
		り、厚生年	=金保険法による	章害厚生年	金等が併給さ	
		れる場合の)調整率も「0.86」	から「0.	88」に改める	
		一部改正を	こするものです。			
議案	清瀬市立地域市民センター条例	市立野塩	三児童館の開館時間	間を延長さ	せることに伴	3月 28日
第 2 1 号	の一部を改正する条例	い、児童等	幹が学習等に利用 っ	よる第1会	議室及び遊戯	可 決
			5館の使用実態に合			
			b、市立野塩地域F		,,, , ,	
			一部改正をするも		200	
			. p. yan c / o/	/ 0		
L		l				

-344.			
議 案	農業委員会の求めにより出頭す	農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号)	3月28日
第22号	る者の旅費に関する条例の一部	の一部改正において、同法の条項に繰り下げがあっ	可 決
	を改正する条例	たため、条例に引用する同法の条項を改める一部改	
		正をするものです。	
議 案	清瀬市児童センター条例の一部	市立野塩児童館の利用実態に合わせ、開館時間	3月 28日
第 2 3 号	を改正する条例	「午前9時から午後5時まで」を、「午前9時から午	可 決
		後7時まで」に改める一部改正をするものです。	
議案	 	厚生労働省令の一部が改正され、通所介護におけ	3月28日
第24号	事業者の指定及び運営基準等に	る利用定員18人以下の小規模事業所が行う介護を	可 決
7,7 2 1 1.5	関する条例の一部を改正する条	「地域密着型通所介護」と定義しました。	
	関ソる末例の 前を以近りる末	この通所介護事業を地域密着型サービスとして展	
	194]	開できるよう規定を整備するため、新たに「地域密」	
		着型通所介護」を実施するための基準を設ける一部	
		改正をするものです。	
議案	清瀬市立公園条例の一部を改正	市立下宿第三運動公園と市立清瀬内山運動公園は	3月28日
第 2 5 号	する条例	隣接し、両公園共にサッカー場及び野球場を整備し	可 決
		ていることから、競技及び観戦等に訪れた利用者が	
		それぞれの施設を特定しづらい状況にありました。	
		両公園の施設を一体的に管理運営し、効率的で分	
		かりやすい施設の呼称とすると共に、より市外にス	
		ポーツ施設の充実を周知できるようにする一環とし	
		て、市立下宿第三運動公園の各施設を市立清瀬内山	
		運動公園へ統合させる一部改正をするものです。	
議案	連絡主送の政領の廃止について	無償譲渡により市道の起終点を変更するため、市	3月28日
第26号	清瀬市道の路線の廃止について	道の路線を廃止するものです。	承 認
<i>y</i> 20 <i>y</i>		DEV/PDM で元エーケーの OV/ C ケ。	/4/ br
		摩 止路線	
		清瀬市道1256号線	
		(下清戸五丁目、長源寺北側)	
		清瀬市道1307号線	
		(下清戸五丁目、市立下清戸集会所北側)	
		清瀬市道3070号線	
		(中里三丁目、郷土博物館北西側)	
議 案	清瀬市道の路線の認定について	開発に伴う無償譲渡があったため、市道の路線を	3月28日
第 2 7 号		認定するものです。	承 認
		認定路線	
		清瀬市道1256号線	
		(下清戸五丁目、長源寺北側)	

		清瀬市道1347号線	
		(下清戸五丁目、市立下清戸集会所北側)	
		清瀬市道1348号線	
		(下清戸五丁目、八雲神社北東側)	
		清瀬市道3070号線	
		(中里三丁目、郷土博物館北西側)	
		清瀬市道3406号線	
		(中里三丁目、郷土博物館北西側)	
		清瀬市道3407号線	
		(中里三丁目、市立清瀬中学校西側)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(本海土八十二十)		2 日 20 日
議 案 第 2 8 号	清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5	市は、「清瀬市公共下水道(荒川右岸東京流域荒	3月28日 可決
第 2 0 万	号雨水幹線整備その3業務委託	川右岸処理区関連)事業計画(東京都事業認可)」	刊 次
	製約	を推進するため、中里六丁目の柳瀬川通り「マルカ	
		ネ商事」前を起点に、日本サーモスタット前からけ	
		やき通り(大林組技術研究所西側)に至る市道1101	
		号線及び市道1158号線を工区とし、直径2.2mの雨	
		水幹線を敷設する工事を平成27年度から29年度まで	
		の3か年度事業として施工します。	
		この工事の予定価格が1億5千万円以上のため、	
		「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処	
		分に関する条例」第2条の規定に基づき議会の議決	
		を得るものです。	
		主な内容	
		1 契約件名 清瀬市公共下水道柳瀬川右岸 5 号雨	
		水幹線整備その3業務委託契約	
		2 契約金額 1,140,828,000円	
		(平成27年度から29年度までの債務負担行為)	
		3 契約相手 東京都八王子市子安町四丁目7番1	
		号 公益財団法人 東京都都市づくり	
		公社	
		ALL	
議 案	東京都後期高齢者医療広域連合	被保険者の負担軽減を目的として、従前に引き続	3月28日
第 2 9 号	規約の変更について	いて平成28年度及び29年度も後期高齢者医療制度の	可 決
		審查支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未	
		収金補塡、保険料所得割額減額及び葬祭費の支給相	
		当額を区市町村の一般会計から支弁できるようにす	
		るため、地方自治法第291条の3第3項の規定によ	
		り東京都後期高齢者医療広域連合規約を一部改正し	
		ます。	
		この規約の一部改正にあたり、同法第291条の11	

		の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協 議の議決を得るものです。	
議 案 第 3 0 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の健全 な財政運営を促進するための内部努力として、同組合の議員定数の削減を図ります。併せて、同組合に おける事務所掌の性質を考慮し、同組合の議員を構成団体の議長から選任できるようにします。 これらの措置のため、地方自治法第286条の規定により東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を一部改正します。 この規約の一部改正にあたり、同法第290条の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の 議決を得るものです。	3月28日可決
議 案 第 3 1 号	昭和病院企業団規約の変更について	昭和病院企業団を構成している武蔵村山市は、平成28年度末に同企業団の構成団体より脱退することになりました。 同企業団の構成団体から武蔵村山市を削り、かつ、同企業団の議会の構成議員を減ずるため、地方自治法第286条の2第2項の規定により昭和病院企業団規約を一部改正します。 この規約の一部改正にあたり、同法同条の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を得るものです。	3月28日可決
議 案 第 3 2 号	昭和病院企業団脱退に伴う財産 処分について	昭和病院企業団を構成している武蔵村山市は、平成28年度末に同企業団の構成団体より脱退することとなりました。 武蔵村山市の脱退に伴い、同企業団の財産処分に地方自治法第289条の規定の基づく構成団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を得るものです。	3月28日可決
議 案 第 3 3 号	清瀬市教育委員会教育長の任命について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する教育長を任命する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。 任命候補者 住 所 東京都練馬区平和台一丁目31番15号 氏 名 坂 田 篤 氏	3月28日

議 案 第 3 4 号	清瀬市教育委員会委員の任命について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条 第2項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する 委員を任命する必要があるため、同条同項の規定に 基づき議会の同意を得るものです。 任命候補者 住 所 神奈川県横浜市青葉区松風台14番地39 氏 名 植 松 紀 子 氏	3月28日
議 案 第 3 5 号	清瀬市教育委員会委員の任命に ついて	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条 第2項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する 委員を任命する必要があるため、同条同項の規定に 基づき議会の同意を得るものです。 任命候補者 住 所 東京都清瀬市元町二丁目16番32-1号 氏 名 粕 谷 衛 氏	3月28日 同 意
議 案 第 3 6 号	清瀬市固定資産評価審査委員会 委員の選任について	地方税法第423条第3項の規定により、清瀬市固 定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるた め、同条同項の規定により議会の同意を得るもので す。 選任候補者 住 所 東京都清瀬市元町一丁目6番36-1004号 氏 名 公 盛 健 一 氏	3月28日
議 案 第 3 7 号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員法第6条第3項に基づき、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。 推薦候補者 住 所 東京都清瀬市中清戸一丁目454番地266 氏 名 池 田 厚 子 氏	3月28日 同 意
議 案 第 3 8 号	平成27年度清瀬市一般会計補正予算(第5号)	今定例会の初日に提案した「平成27年清瀬市一般会計補正予算(第4号)」の内容である「清瀬市立清瀬第三中学校大規模改造事業」の予算は、国の予算調整によって平成27年度内に国庫補助金が交付されないこととなったため、同事業に係る平成27年度の歳入歳出予算の全てを減額し、併せて同事業費を繰越明許費から除く補正予算を編成するものです。 主な補正予算の内訳	3月28日可決

		1	事業費	▲436,100千円	
			財源内訳		
			国庫支出金	▲111,038千円	
			地方債	▲320,000千円	
			一般財源	▲5,062千円	
		2	繰越明許費	▲436, 100千円	
議 案	平成28年度清瀬市一般会計補	3	平成28年度の国の予算調整	とにおいて、「清瀬市	3月28日
第 3 9 号	正予算(第1号)	立	清瀬第三中学校大規模改造事	業」に係る国庫補助	可 決
		金(の交付が見込めるようになっ	たため、同事業に係	
		る	平成28年度の歳入歳出予算		
		算	を編成するものです。		
		3	主な補正予算の内訳		
		1	事業費	436, 100千円	
			財源内訳		
			国庫支出金	111,038千円	
			都支出金	5,000千円	
			地方債	230,000千円	
			公共施設整備基金	60,000千円	
			諸収入	▲5,000千円	
			一般財源	35,062千円	